

会費規程

公益社団法人名古屋北法人会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人名古屋北法人会（以下「本会」という。）の定款第7条第1項の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 本会の会費年額は「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後3カ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。
 - (1) 金融機関を利用して振り込む
 - (2) 事務局に持参して直接納入又は集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。

- (1) 4月1日から8月31日の間の入会は規定額の2分の1
 - (2) 9月1日から3月31日の間の入会は会費を徴収しない
- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条第1号に該当すると判断した場合、1カ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表

1. 正会員（定款第5条第1項第1号に規定する会員）

(1) 資本金額（出資金額）

		300万円未満の法人	年額 3,000円
(2)	同	300万円以上の法人	年額 4,500円
(3)	同	500万円以上の法人	年額 5,500円
(4)	同	800万円以上の法人	年額 6,500円
(5)	同	1,000万円以上の法人	年額 7,500円
(6)	同	3,000万円以上の法人	年額 15,000円
(7)	同	5,000万円以上の法人	年額 18,000円
(8)	同	8,000万円以上の法人	年額 20,000円
(9)	同	1億円以上の法人	年額 23,000円

(10) 支店・営業所等の事業所

年額 3,000円

(11) 社団法人等の公益法人、又は人格のない社団

（学校法人・宗教法人・NPO法人・協同組合・第三セクター等を含む）

年額 3,000円

(12) 本会会員法人の親会社・子会社関係の子会社、支店等で広報誌、事業案内などの送付が不要な場合

年額 0円

2. 特別会員（定款第5条第1項第2号に規定する会員）

年額 3,000円